

議会運営委員会の報告

議会運営委員会とは

議会の運営に関する
こと、議会の会議規則、
委員会に関する条例等
に関すること、議長の
諮問に関することなど、
議会を円滑に運営する
ために、会期・議案・
請願等の取り扱いなど
に関する議会運営全般
についての協議や意見
調整を行います。各会
派の意見を尊重し、出
来る限り全会一致にな
るよう協議を進め円滑



議会運営委員会

渡辺委員・牛丸委員・山腰委員・倉田委員
水門委員長・北村副委員長

会派は用語解説（P
18参照）
会派に属
さない議員
は委員外議
員として出
席します。
発言は委員
長の許可を
得てできま
すが、表決
には加われ
ません。委
員会を中心
とした議会

な運営に努力するもの
です。定例会と臨時会
の日程や議案・請願等
を協議し意見調整を行
い市長部局、各議員等
に伝え議会の運営を図
ります。

議会運営委員会委員

委員は会派から届出
された代表者を本会議
において選任します。
代表者の数は会派の規
模により、選出される
人数が決まります。

活動となっており議会
改革の一環で、各常任
委員会の委員長もオブ
ザーバーとして出席し
ています。

高山市議会白書公開

市議会では、市民を
はじめ、広く議会活動
・議会改革の理解を深
めていただき、これに
基づいて内部の検証、
外部の評価を確立して
いきたいと考えていま
す。まずは議会を知っ
ていただくツールとし
て議会白書を作成・公
表しました。

白書は本編と資料編
で構成され、本編では、
市議会のしくみやあら
ましなどを分かりやす
く掲載し、議会傍聴や
会議録検索、議会中継
など広報や広聴、請願
・陳情など紹介してい
ます。また、議会が取
り組んできた議会改革
のあゆみを、平成8年
からの第一次議会改革
平成21年からの第二次
議会改革、平成27年度
から議会基本条例に定

める議会改革の取り組
みを総合的・継続的に
検証・議論できる場と
して設置した議会基本
条例推進協議会につい
て掲載しています。

資料編では、市議会

が市長部局から提出さ
れた議案や政策課題に
対しどのような対応を
してきたのかや議会運
営に関する申し入れや
政策提言、議会基本条
例推進協議会の取り組
み状況、地域別・分野
別市民意見交換会の開
催状況など、市民の皆
さまに議会の活動をご
確認いただけるような
構成となっています。

議会改革の取り組み
は、目的ではなく、議
会基本条例の前文で謳
われている「高山市議
会のあるべき姿」を実
現するための手段であ
り、議会改革の更なる
ステージへとステップ
アップする「議会基本
条例を制定し、様々な
取り組みをしました」
から「議会が本来果た
すべき、住民福祉の向

上に改革が結びつく取
り組み」が必要不可欠
です。これまで、議会
活動や議会改革の取り
組み内容などの発信は
決して十分ではありません
でした。議会改革
により議会が市民の皆
さまにどう影響してい
くのかを今後の白書に
おいてお示ししていけ
ればと考えています。

アドバイザーを委嘱

議会基本条例推進協
議会では、論点を設定
し、様々な議論や検証
を重ねてきましたが、
議員定数、議員報酬、
議会評価、市民参加の
手法と協議を進めるな
か、議会だけの議論だ
けでは説得力に欠ける



廣瀬教授に委嘱状を交付

ため、学識経験者（外
部の専門的知見）を迎
える必要があると判断
し、平成30年1月15日
に議会基本条例推進協
議会全体会（全議員に
よる）において、平成
30年4月1日から法政
大学副学長で法学部教
授・廣瀬克哉さんを議
会アドバイザーに委嘱
する方針を決定し、去
る5月21日、廣瀬教授
に議長より委嘱状を交
付しました。
委嘱内容は、議会改
革の方向性や懸案事項
などの相談・助言。年
一度の来高による研修
会等の開催となってい
ます。（指導・評価、講
演など）